

平成 30 年 3 月 27 日

大臣官房官庁営繕部設備・環境課

建築設備設計基準など、設備設計の主要技術基準を定期改定 ～雨水利用推進法や最新の技術的知見を反映。平成 30 年 4 月から適用～

国土交通省官庁営繕部は、雨水利用推進法や最新の技術的知見を踏まえた新たな設計手法を追加し、建築設備設計関係 3 基準を改定しました。

これら 3 基準は、4 月から営繕工事の設計業務に適用します。

1. 改定の経緯

国土交通省官庁営繕部は、建築設備設計基準などの 3 基準について、3 年ごとの定期改定を行いました。平成 30 年 4 月 1 日から営繕工事の設計業務に適用します。

今回は、雨水利用推進、BCP（業務継続計画）、安全・安心の確保、最新の技術的知見の反映などの観点から改定しました。

これら 3 基準は、地方整備局営繕部等に通知するとともに、広く国の機関及び地方公共団体にもご活用いただけるよう、各省各庁、都道府県及び政令指定都市の関係部署に情報提供しました。

2. 改定した技術基準

- ① 建築設備計画基準：建築設備の基本計画に関し、標準的な手法を定めたもの
- ② 建築設備設計基準：建築設備の実施設計に関し、標準的な手法を定めたもの
- ③ 建築設備工事設計図書作成基準：建築設備工事の図面の作成にあたって、書式（用紙サイズや文字、線等）や表示方法（寸法の表示、記号等）について定めたもの

3. 改定の概要（詳細は別紙）

(1) 雨水利用推進への対応

- 雨水の利用の推進に関する法律に基づく雨水利用設備の設置目標を踏まえ、雨水利用設備を設置する場合の給水手法を新たに追加

(2) BCP、安全・安心の確保への対応

- 設備更新時の機能維持を考慮した設備スペースについて、新たに追加
- 電力供給の信頼性向上対策について、新たな項目を追加
- 災害時の空調機能の確保を新たに追加

(3) その他最新の技術的知見の反映

- 干渉の多い天井内の取り合いについて、新たな検討項目を追加
- 居室の空気質の確保にあたり、空調の考え方を整理・見直し
- 排水槽の汚水・雑排水の合流方式について、新たに追加

[3 基準の掲載 HP アドレス]（【①】：計画基準、【②】：設計基準、【③】：図書作成基準）

①、②： http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html#3-3

③： http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html#4-2

<お問い合わせ先>国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課

（電気関連）課長補佐 黒岩 雄二、電気基準係長 立崎 一茂（内線 23752、23744）

（機械関連）設備防災・安全対策官 神鳥 博俊、機械基準係長 花野井 智（内線 23743、23746）

（代表）03-5253-8111（直通）03-5253-8246（FAX）03-5253-1544

建築設備設計関係 3 基準の改定について

1. 改定内容（【①】：計画基準、【②】：設計基準、【③】：図書作成基準）

(1) 雨水利用推進への対応

- 雨水利用設備を設置する場合の給水手法を新たに追加【①、②、③】
 - ・ 雨水の利用の推進に関する法律に基づく「国及び独立行政法人等が建築物を整備する場合における自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標」（閣議決定）※を踏まえ、雨水利用設備を導入する場合の給水設備は、上水と雑用水の 2 系統とする旨を追加。
 - ・ 機械設備図面に雨水利用設備を分類立てし、作成する図面種類を新たに追加。

(2) BCP、安全・安心の確保への対応

- 設備更新時の機能維持を考慮した設備スペースについて、新たに追加【①】
災害時の設備機能確保として、設備更新時の機能維持を考慮した設備スペースについて、新たに追加。
- 電力供給の信頼性向上対策のため、幹線の二重化を新たに追加【①】
機器への電力供給途絶対策として、施設の重要度、業務の内容に応じて幹線の二重化を計画する旨を追加。
- 災害時の空調機能の確保を新たに追加【②】
災害時において、業務継続を行うために、サーバー用等の空調機能の確保が必要であることから、施設の規模、用途等に応じて空調機能を確保する旨を追加。

(3) その他最新の技術的知見の反映

- 干渉の多い天井内の取り合いについて、新たな検討項目を追加【①】
天井内のスペース確保の検討項目として、ダクトに加えて、配管、ケーブルラックについて、新たに追加。
- 居室の空気質の確保にあたり、空調の考え方を整理・見直し【②】
クールビズ設定、外気 CO2 濃度の上昇等の空調条件を踏まえ、居室として必要な空気質の確保のために、湿度、CO2 等の検討項目を整理・見直し。
- 排水槽の汚水・雑排水の合流方式について、新たに追加【①、②】
排水槽について、衛生上の支障がない場合について、汚水・雑排水の合流式とする手法を新たに追加。

※ 国等における雨水利用の施設の設置に関する目標（閣議決定）について

http://www.mlit.go.jp/report/press/eizen07_hh_000003.html